

会議録

会議の名称		第13回小金井市子ども・子育て会議
事務局		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和7年7月4日（金）18時35分から20時05分まで
開催場所		801会議室
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 喜多 明人 委員 後藤 律子 委員 小峰 優子 委員 佐藤 歩 委員 水津 由紀 委員 竹内 敬子 委員 長岩 蒼樹 委員 長谷川 渉 委員 福井可奈子 委員
	事務局	子ども家庭部長 堤 直規 子育て支援課長 鈴木 美苗子 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係主任 高橋 奏恵 保育課長 黒澤 佳枝 保育施策調整担当課長 中島 良浩 児童青少年課長 平岡 美佐 児童青少年係長 清水 康之 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 永井 桂 こども家庭センター長 富田 絵実 母子保健・児童福祉統括担当課長 笠井 綾子
傍聴の可否		可
傍聴者数		3人
会議次第		1 開会 2 「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価 3 病児保育室の新規開設について 4 保育の在り方に関する方針（案）のパブリックコメントについて 5 地域子育て相談機関の児童館での設置について（口頭報告） 6 梶野公園でのプレーパークの開始について（口頭報告） 7 令和6年度子どもオンブズパーソン活動報告会について（口頭報告） 8 子どもの権利部会の審議内容について（口頭報告） 9 その他 10 閉会
発言内容		別紙のとおり

発言者名（主な 発言要旨）	
提 出 資 料	資料５９ 小金井市子ども・子育て会議委員名簿 資料６０ 「のびゆくこどもプラン 小金井」事業進捗状況評価表 資料６１ 令和７年４月保育所待機児童数（速報） 資料６２ 放課後児童健全育成事業の入所児童数等について 資料６３ 病児保育室の新規開設について 資料６４ 保育の在り方に関する方針（案）のパブリックコメントについて（当日配付） 参考資料２０ 意見・提案シート

令和7年7月4日

- 金子会長 ただいまから第13回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。
- 本日なのですが、亀山委員、清水委員、安岡委員から欠席される御連絡をいただいておりますので、報告させていただきます。
- なお、資料59にありますとおり、今年度より委員が2名替わられてからの初回となりますので、自己紹介のほうをお願いできればというふうに思います。
- 申し訳ないんですが、長谷川委員のほうからよろしく願いいたします。
- 長谷川委員 民間保育園園長会から参りました長谷川と申します。期中ですみません、交代という形になってしまいましたが、前任、ちょっと体調崩しまして、園長職のほうに専念させていただきたいということでの交代となりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
- 金子会長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。
- じゃ、佐藤委員お願いいたします。
- 佐藤委員 小金井市立本町小学校の校長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いします。
- 校長会の担当ということで、校長会、4月でいろいろ人事異動に関わって担当が替わりますので、途中からなのですが、私がさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 金子会長 よろしく願いします。ありがとうございました。
- それでは、ほかの委員の方もちょっとお名前だけでも構いませんので、自己紹介のほうをと思います。
- 私から行かせていただきます。
- 会長をしております東京学芸大学の金子と申しますので、よろしくお願いいたします。
- じゃ、萬羽委員お願いいたします。
- 萬羽委員 東京学芸大学の萬羽郁子です。よろしくお願いします。
- 金子会長 喜多委員からお願いできますか。
- 喜多委員 早稲田大学の喜多と申します。子ども権利部会をずっとやらせていただいています。
- よろしくお願いします。

- 金子会長 順番に。
- 後藤委員 学童保育連絡協議会から出向させていただいております後藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 小峰委員 民生主任児童委員の小峰と言います。よろしくお願いいたします。
- 水津委員 小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会の代表をしております水津です。よろしくお願いいたします。
- 竹内委員 児童の保護者、竹内敬子と申します。よろしくお願いいたします。
- 長岩委員 市民代表の長岩蒼樹と申します。よろしくお願いいたします。
- 福井委員 保育施設利用児童の保護者として参加させていただいています福井と申します。よろしくお願いいたします。
- 金子会長 ありがとうございます。
- では、早速にはなりますけれども、次第の（２）「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価を行います。事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 子育て支援係長 資料６０を御覧ください。
- まず資料の構成ですが、評価表１、２及び３に分けており、さらに評価表３については、重点事業のみと重点事業以外の事業に細分化しております。
- まず１枚目、１－１ですが、評価表１の教育・保育施設になります。こちらは幼稚園と保育所に関するもので、計画では第３章第２節に該当する部分となります。令和６年度と令和７年度の進捗状況を記載しておりますが、こちらは令和７年４月１日現在で令和７年度実績が出ることから、令和７年度の進捗状況を記載しております。
- 続いて１枚目裏面、２－１から２－７までですが、評価表２の地域子ども・子育て支援事業です。こちらは、いわゆる法定１３事業に関するもので、計画の第３章第３節に該当する部分となります。令和５年度と令和６年度の進捗状況を記載していますが、こちらは令和７年度が終了しないと令和７年度実績が出ないことから、令和６年度までの記載としております。
- 続いて３－１から３－７までになりますが、評価表３（重点事業のみ）になります。こちらは計画の第４章「子ども・子育て支援施策の取組」掲載の中の＜重点事業＞と位置づけられた事業に関するものです。
- 各事業について、令和６年度の実施状況と次年度に向けての課題・展望を記載しております。こちらも令和７年度が終了しないと令和７年度実績が出ないことから、令和６

年度の記載としております。

続いて3-8から3-34までになりますが、評価表3（重点事業以外の事業）になります。こちらは計画の第4章「子ども・子育て支援施策の取組」掲載の中の＜重点事業＞以外の事業に関するものです。

各事業について、予定どおりに進んだか予定どおりにいかなかったかのどちらかを選択し、予定どおりにいかなかった場合のみ、その理由と次年度に向けての課題、検討内容を必須としております。

なお、予定どおりに進んだ場合のコメントは任意としておりますので、記載のある項目とそうでないものがございます。

また、こちらも令和7年度が終了しないと令和7年度実績が出ないことから、令和6年度の記載としております。

以上が各事業の担当課において行った点検・評価結果になります。

次に、子ども・子育て会議としての点検・評価をどのように行うかですが、終着点としましては、例年同様に8月、次回開催の会議までに点検・評価結果の報告書、こちらのほうを頂きたいというふうに考えております。

委員の皆様から事前質問はございませんでしたので、今回と次回の審議を踏まえて、各事業について意見がある場合は、それらを会議意見として追加する予定でございます。

子育て支援課からの説明は以上となります。

○金子会長 続いて保育課、お願いいたします。

○保育課長 続きまして、保育課より令和7年4月保育所待機児童数について御説明させていただきます。資料61を御覧ください。

待機児童数の状況につきましては、資料61の2のとおりです。

小金井市の待機児童数は、かつては100名を超える児童数が出ていた年もございましたが、近年、保育所の開設が相次いだことを受けまして、待機児童数については、令和5年に待機児童ゼロを達成いたしまして、6年もゼロという状況でありました。

令和7年につきましては4月時点で、1の新規申請受付数のとおり、1歳児で48名の申込みの増がありまして、結果として、待機児童数は1歳で6名出たという状況になっております。

全体といたしましてはゼロ歳でも空き定員が出ている状況でして、2歳以上でも空きがあるということと、「のびゆくこどもプラン」の中での児童数の推移も大きく今後増

加していく見込みではありませんので、今後は施設の新設ではなく、利用定員の調整などで対応していきたいと考えております。

御報告は以上です。

○児童青少年課長 続きまして、資料6 2について、児童青少年課から説明させていただきます。お手元の資料、「放課後児童健全育成事業の入所児童数等について」を御覧ください。

こちらの左側に、令和7年度の公設学童保育所の入所児童数と、あと民設民営学童保育所の入所児童数を書かせていただいております。令和7年度は暫定の場所も含めまして、公設学童保育所1,185人の定員に対しまして入所児童数が1,612、民設民営学童保育所が令和7年度は1所増えまして2所の運営となりまして、55名の定員に対しまして入所児童数が55名ということで、100%入所率となっております。2つの公設と民営と合わせまして、1,667人の児童が在籍をしている状況でございます。

令和7年度につきましては、こちらの右側の表につきましては、計画推計値と合わせまして、実績とその差を書かせていただいております。

令和8年度以降は80人分ずつ入所の定員数を増やしまして、令和11年度に関しまして、1,954の在籍数のおおむねの平均利用率の8割を掛けまして1,563人の児童に対しまして、確保の内容を1,560まで伸ばしていくということが計画の目標値となっております。

最後に、令和8年度につきましては、ただいま民設民営学童保育所の募集を実施しているところでございまして、こちらにつきましては、聖ヨハネ会の桜町1丁目の施設をお借りして、場所を指定しての民設民営学童保育所1所を開設する予定となっております。定員数は40名を予定をしておございまして、令和8年度は、まずは民設民営学童保育所の開設で40名を確保したいと考えております。

雑駁ではございますが、説明は以上です。

○金子会長 事務局から御説明いただきましたが、御発言されたいことがありましたらお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、御発言の前には名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

ちょっと続きましたので、それぞれ60、61、62とありますので、別に60ということではなくても構いませんが、特に何かこのところで言いたいということがありましたら御意見をいただければというふうに思います。

特に60の資料はかなり分厚いので、事前に配付はされていますが、もう1回、次回

までということもあると思いますので、じっくり次回までに見ていただいてもいいですし、今、御意見があればお伺いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○後藤委員 資料62の放課後児童健全育成事業の学童の定員数のプラス40というのは、来年度、令和8年度プラス40されて、さらにまた違う場所が確保されての1,320が見込まれているということなんですか。ちょっと数字の見方がよく分かっていなくて、すみません。

○児童青少年課長 いえ、とんでもないです。おっしゃったとおり、計画値の確保のとしましては、1年間ごとに80名分ですね。大体クラス40名分を2か所増やしていかないと令和11年度の確保の量に間に合わないというところでは考えておりまして、まずは令和8年度は民設民営学童保育所で40人分は確保ができているというところの予定になってございます。

あとのもう40人分を面積をどう創出していくかというところは、ちょっとこれからまた協議によって検討していかなければいけないというところでございます。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。具体的にどの学童で今、優先的に増やすとかというのは、何か進んでいる具体的な話がありますか。

○児童青少年課長 今、入所率で大変学童の人数が多いところというのが中央線沿線の駅の近いところになるんですが、具体的には、さくらなみ学童ですとか、東町のたまむし学童のところが、やはり一番、入所の人数が多いというところで、何とかその場所の確保というところが喫緊の課題とはなっております。

じゃあ、そのほかのエリアが余裕があるかということではなくて、そのほかのエリアに関しましても、なかなか難しいところがございますので、まずは大規模化が顕著なところからの対応というところにはなりますけれども、場所が確保され次第、どこの学校のエリアであっても手を打っていかなければいけないというところは現状でございます。

○後藤委員 分かりました。すみません、もう1点いいですか。総合教育会議で通常教室の利用という話が出ていたと思うんですけど、そこが最後のゴールみたいな感じになっているように聞こえていて、でも、ちょっとそこは違うかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○児童青少年課長 今、様々全庁的に話をしているところではあるんですけども、なかなか今後の公共施設の全体の在り方として、これ以上、公共施設を増やすことが大変厳しい状況とい

うところがありますので、施設の老朽化というところも免れないというところになりますので、いかに既存の施設を活用をして、子どもたちを安全に預かれるかというところが、市の行政の運営としては求められているところでもあります。

一方で、やはり学校も教育現場というところもございますので、授業等の支障がない範囲でお借りをしなければならないというところもございますので、そこをどう調整を取っていくかと、行政だけでは解決できないところを、いかに民間活力の活用を推進していくかというところで、両輪での検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

○子ども家庭部長 今後藤委員の御質問は、本当に苦しいところであります。この間、市のほうは、まず学校が学校に隣接するところに学童保育を設置してきた。その後、学校の御協力で特別教室を利用させていただいた。ただ、子どもたちが増えていく、それから35人学級になっていくということで、これがより難しくなっているというところであります。

それに対して市のほうでは、民設民営学保を進めるというのと、あと学校にもさらに、大変申し訳ないところであるんですが、御協力いただいて、使える教室を出していただいたり、または中学校のほうまでお出しいただいたりとか、対応してきたところです。

今、課長が申し上げたとおり、民設民営学保のほう、今進めているのは、聖ヨハネ桜町病院のところの、今までは場所がないので、希望を持ってくださる事業者はあっても、物件がないので開けなかったというのが2回続きました。2件募集したけど1件だった、1件募集して、この村田先生のところが応募してくださいましたが、物件的に半分の規模になったというのが、この2年の実績です。

今回は物件のほうを法人様の御協力も得て協定を結んで確保して、それで募集をかけているというのが現状です。そういう意味では40人規模のものが開けるとは思っていますが、まだ不足しているのと、この後どうなるのかというところです。

それで、教育委員会とも協議させていただいて、また学校も非常にどうするのかって、他の自治体も工夫されているところがありますけれども、それをそのまま小金井でできるような状態ではないので、協議をしているというところになります。

ただ、今、都は新型の制度を進めていまして、そうすると面積要件が今の1人1.65平米から1.98平米に充実させるということになりますが、これは首都圏でこの物件ですごく大変です。それは端的に言うと、今の40人弱という規模でいえば、20部屋ぐらい必要だとかという試算になってくるんですね。

そうすると、この小金井で借りて、または買って20部屋分立てる、確保するというのが難しいというのも見えているところで、それで課長が申し上げたように、借りたりすることによって確保しなきゃいけないところもあると思うんですが、それだけでは賄えないということも含めて、教育委員会とも協議をさせていただいているという現状になります。

この後もまた協議させていただく予定なんですけど、その中では、総合教育会議の中でも市長からの発言があったり、教育長からも御発言いただいたとかということでございます。

ちょっと状況報告レベルになっていて恐縮なんですけど、そういうことになります。

○後藤委員 何となく苦しい状況は分かりました。ありがとうございます。

○水津委員 数だけ見ても3学年で2,000人というのは、小金井市だと1学年1,000人規模なので、そうすると3人に2人は学童を希望するという時代ということが数としても分かることで、これは正直、子ども・子育て会議の中で私が何年も、これからは学童がとも困ることになるはずですよということを提言をさせていただいた中で、学童保育だけのことだけを考えては子どもの放課後が保障されないということはずっと言ってきたことなので、学童保育所を開設する、運営するというのもすごく重要だけど、それ以外の部分も、子どもの放課後の居場所というものをどう捉えるのかということも、抜本的に課をまたいで考えていくということが本当に必要な時代が来たのだというふうに思うので、その辺のところを柔軟に、放課後子ども教室のことももちろんありますけれども、いろんな新たな方策みたいなものを得ないと、これ学童幾らつくっても全然追いつかない話じゃないかなというふうに数的に見て思うので。これが変わってくるとは、ちょっと思えないんですよね、この町の土地の高さからいって、皆さんお働きになるでしょうから。

そうすると、やっぱりそういうの、今そういう時代ですから、当然、だから、そういうことを考えると、小学生以降の子どもの放課後の安全というものは、もうこれからテーマというふうに本当に捉えていただいて、行政とで今後考えていただければなというふうに切に思います。

○金子会長 ありがとうございます。ほかは皆さん、いかがでしょうか。そうですね。非常に難しい問題で。いかがでしょう。大丈夫ですかね。どうぞ。

○萬羽委員 内容的なところじゃなくて申し訳ないです。資料60の3-30とかを見たときに、

すみません、R 5、R 6 のその実績のところ、例えば、上から 5 個目の赤ちゃんとの異世代交流事業延べ参加者数というのがゼロ人になっているんですけど、これが右側の結果のほうの文章を読むと、乳幼児とのふれあい事業に統合して計上というふうになっているので、どこかで統合されているんですかね。すみません、このゼロというのが、示し方として、統合して計上というのはどこかに多分、埋め込まれていることなので、何かこのゼロという表記がいいのかなとちょっと思いました。

同じく、その下のところの市民まつり参加者数も、そのさらに下から 2 番目の市民まつりボランティアの受入れ数もゼロになっているのですが、これも何か実施したけどゼロというのだったらゼロでいいと思うんですが、よく見てみると、市民まつり自体が休止となり実施されなかったとなっているので、何かこのゼロの意味って何なんだろうと思ってしまったので、例えば注釈にして、注釈がここだよって分かるように結果のほうに示すとか、ゼロじゃなくてバーみたいな感じで、ここは数値が出ないというふうにしたほうが、その評価をする際の正しい書き方なのかなってちょっと気になりました。

以上です。すみません。

○児童青少年課長 この書き方だと、委員おっしゃられたとおり、正しい評価というところにはならないのかなというふうに思っ、ちょっと悩んだところなので、事務局と相談をして、書き方、検討したいと思います。ありがとうございます。

○萬羽委員 すみません。お願いします。

○金子会長 ほかは皆さん、よろしいでしょうか。これは一応次回まで……。

○子育て支援課長 今、御意見いただいたところで、ちょっと調整させていただきまして、表示をバーにするなり、注釈するなりで、その辺りをちょっと変更させていただいて、次回資料を差し替えというようなことで対応させていただければと思います。

○金子会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○竹内委員 すみません。資料の 60 の 3-18 にある予防接種事業についてなんですけれども、今、四種混合ではなく五種混合、H i b が追加になって、五種混合になりつつあるじゃないですか。その当否についてはいかがお考えでしょうか。

○子育て支援課長 このところ担当課が健康課になりまして、すみません、今日、健康課のほうは出席しておりませんので、御質問いただいた内容につきましては次回、確認をしまして、お答えのほう、させていただければと思います。

すみません。竹内委員。今の御質問のほうは二種が五種に変わる。

○竹内委員 四種混合に関してが、H i b がそこに一緒になって五種混合という、今なりつつある形でして。

○子育て支援課長 すみません。健康課のほうの記載のほうに、令和6年度の4月より五種混合ワクチンの定期接種が実施され、四種混合ワクチンにH i b ワクチンを合わせた五種ワクチンが接種できるようになりましたということでは、参考指標として、今までの四種というものになっていたもので、あえてここは変えていないんですが、内容としましては五種になっていますということで、記載のほうはさせていただいているところです。

五種ワクチンの接種率ということで数字のほうは記載させていただいておりますので、この内容で大丈夫でしょうか。

○竹内委員 今回の次期の内容に関しては、ここの表記、もう変わってくるのかなと思って、この補足説明では理解させていただいたんですけども、ここの見直しについて、どのような形なのかなって伺えればと思いました。五種混合で把握なさっていくのか、H i b と四種を分けてなのか。とても漏れやすい予防接種の内容の一つなのかななんて思いましたので質問させていただきました。把握させていただきました。大丈夫です。ありがとうございます。

○子育て支援課長 ありがとうございます。

○金子会長 よろしいでしょうか。新しいほうを調べられていますか。

○子育て支援課長 そうです。1つだけ。今、御質問がありましたとおり、この3月で策定しました新「のびゆくこどもプラン 小金井」のほう、66ページになりますが、表記のほうは五（四）種混合接種率というような形に、ここにはなっておりますので、対応しているところで御理解いただければと思います。

○竹内委員 ありがとうございます。

○金子会長 では、繰り返しになりますが、これは次回までに意見を出せるということですので、もし次回までに何かありましたら、もう一度、見直していただければというふうに思います。

以上で、次第の（2）を終了いたします。

次に次第の（3）病児保育室の新規開設についてを行います。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○保育課長 資料63、病児保育室の新規開設についてを御覧ください。

小金井市の病児保育事業につきましては、令和5年度まで市内で3施設、武蔵小金井

エリアで2施設、東小金井エリアで1施設実施しておりましたが、令和5年度末で東小金井エリア1施設が事業廃止となっております、令和6年度から武蔵小金井エリア2施設にて事業を実施しております。

今、東小金井エリアには病児保育室がない状態となっておりますが、このたび事業者との調整が整いまして、東小金井エリアにて新規に事業所を開設するものです。

新規事業所の概要につきましては、3の立地のところを御覧ください。北口にございます東小金井駅前クリニックの運営法人が南口のほうにテナントをお借りいただき、病児保育室を開設される予定でございます。

定員については1日4人程度で、開所日数は年間245日の予定です。

御報告は以上です。

○金子会長 事務局から御説明いただきましたが、御発言されたい方がありましたらお願いいたします。

○保育課長 1つ補足で説明させていただきます。

病児保育事業につきましては、進捗状況評価、資料60の2-6の一番上の行に病児保育、子育て援助支援事業のことを書かせていただいております。

ここに病児保育事業の進捗を記載させていただいております、ここが事前の打合せでは御説明が不足しております大変申し訳ございません。

病後児保育1か所というのが東小金井の病後児保育室で、こちらは病児はお預かりしておらず、病後児だけ専門でお預かりいただいていたというところです。

その下の病児保育3か所と書かれておりますのが、こちらが、その武蔵小金井エリアの2か所に加えて、「のびゆくこどもプラン」の中では記載がありますが、認可保育所の中の体調不良児対応型として在園児の体調不良のお子さんを預かっていただく事業を実施されている1施設がございまして、病児保育3か所というふうになっております。

令和6年度は、東小金井エリアが1施設廃止されまして、病児保育3か所、これが今、武蔵小金井エリアで2か所やっただいていただいているのと、保育園の中で1か所対応されているところを入れて、今も3か所ということでございます。

「のびゆく」の進捗状況のほうにはこのように書かせていただいているんですけども、先ほど学童の新規開設のお話がありましたが、この病児保育を武蔵小金井エリアの1か所というのは、桜町病院のほうの今後、学童保育として新規に借りていただく場所と同じ場所です、今は駅から離れたところで利用者も減ってきているという状況と、あと

は、院内保育をもともとやっていたのをおやめになられて、産後ケア事業もやめていらっしやる状況で病児保育だけ残っていたのですけども、今後は新たな転用方法が見つかったということで、武蔵小金井の桜町の病児保育室は閉める予定でございます。

こちらについては、閉める時期を今協議中です。なので、武蔵小金井駅前に残る1か所と東小金井エリアに1か所、今後開設されるということで、病児保育室としては、武蔵小金井駅近くに1つ、東小金井駅近くに1つ、あとは在園児を預かっていただいている体調不良児対応型が1か所残るという見込みでございます。

○子ども家庭部長 聖ヨハネ会桜町病院様のほうで自分たちの保育園をお閉めになる、保育士の確保とかという問題でどうしようかというところがあって、学童保育のほうを協議させていただいたのと、病児保育はお閉めになる方向になったんですね。

ただ、一方で病児保育のほうは、私どもからいくと「のびゆくこどもプラン」には影響がないというか、確保数は3か所と3か所だから同じになります。

ただ、利便性という意味では、前、桜町病院でやっていただいたのは、場所の問題もあって、利用数は多くはなかった、武蔵小金井駅前に比べればということでありますが、今回、東小金井の駅前ですので、一定利用しやすいかなと思います。確保数は同じですが、利用のしやすさという意味では拡充されるかなと思っているところであります。

○金子会長 皆様から何かありますでしょうか。

○福井委員 今回この東小金井に新たに病児保育ができるということなんですけど、その利用方法というのは、どういった形になるのかなってちょっとお伺いしたいなと思いました。というのも、恐らくこのエリアの方、多分、病児保育使っていらっしやらない方が結構、武蔵小金井まで行かなきゃいけないので使っていらっしやらない方が多かったかなと思うので、その利用方法とかの認知と、この場所にできたよということを多分教え、何か広報、結構しっかりしないとなかなか届かない、届くのには時間がかかるのかなと思ったので、ちょっと利用方法をお伺いできるとうれしいなと思いました。

○保育課長 利用方法ですが、利用方法につきましては、予約システムを導入される予定です。スマホやパソコンなどから予約できるようなシステムを導入をする予定で御準備されているというふうに伺っております。

登録をしていただいて、あとは予約がシステムを使うという形になろうかと思います。

武蔵小金井で今実施されている医療法人と同じところなので、同じような使い方ができるようにっていくというふうに考えております。

広報ですが、広報につきましては、今、開設準備で、まだ市のほうとは正式に契約に至っていないので、今後、契約の進捗に従いまして、なるべく多くの方に情報が届くような形で広く行わせていただこうと思っております。

また、こちらの法人の方のほうで先行して、予定としてホームページなど準備していきたいというふうに、考えていらっしゃるということですので、連携してやっていければと思っております。

○福井委員 ありがとうございました。事前登録をすることを多分先にしてくれた、本当に困ったときに焦っちゃうお母さんが結構、お父さんがいらっしゃると思うので、何かその辺りが届いているといいなと思って、すみません、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○竹内委員 ありがとうございます。もう今御返答いただいた内容に質問の御返答いただいていて、同じ駅前こどもクリニックという名称なので、もしかして武蔵小金井の恩田先生のところと一緒にのかなというところで、法人が一緒か否かで、私たち希望利用者に対しては同じシステムなのかな、どうかなということを、あらかじめ推察できるので、伺いたかった次第でした。もう御返答いただいているので大丈夫です。

○保育課長 同じ法人で別の病院でございます。

○竹内委員 武蔵小金井駅前こどもクリニックさんのほうが早くおできになって、その後、武蔵小金井さんが立ち上がったということで理解しているので、またホームページに新しく予約等、申込み等が掲載いただくかと思うので、そこで把握させていただきます。

○保育課長 ありがとうございます。

○金子会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫そうですか。

○子ども家庭部長 今の福井委員の御質問、市は一般的には市報、市ホームページ、それからLINEでやっていますけども、既に園長会のほうでもお知らせしているんですが、実際に開設ということになったら、園を通じたお知らせがされるように、そういう周知も考えているということです。

○福井委員 ありがとうございます。

○金子会長 では、次の議題に行きたいと思います。次第の（３）を終了いたします。

次に次第の（４）保育の在り方に関する方針（案）のパブリックコメントについてを行います。事務局から御説明をお願いいたします。

○保育施策調整担当課長 まず、次第では保育の在り方に関する方針（案）とありますが、すみません、

方針案の名称がぎりぎりで変わったりしまして、正しくは市立保育園の在り方に関する方針（案）となります。おわびして訂正をいたします。

まず最初に資料の確認をお願いいたします。A 4、1 枚のほう、こちらが方針案を意見募集、いわゆるパブリックコメントの実施に関する資料の部分となります。2 つ目が、今回策定しました方針案となります。3 つ目が、小金井市立保育園の在り方検討委員会から頂きました答申となります。

小金井市立保育園の在り方をめぐっては、平成 1 8 年の児童福祉審議会、平成 2 7 年の保育検討協議会など、これまで長い年月をかけて御議論をいただいたところでございます。市としまして、令和 3 年 3 月には「すこやか保育ビジョン」を策定をしたり、取り組んでまいったところでございますが、令和 4 年、新たに市立保育園を取り巻く課題を踏まえてということで、「新たな保育業務の総合的な見直し方針」というのを策定したところです。

こちら令和 4 年 9 月に、こちら市立保育園条例については市のほうが専決処分により一部改正ということになりましたが、同処分については令和 6 年 2 月 2 2 日に、同処分に対する東京地裁の判決も出され、市として、市立保育園条例の条例改正は急務と考えているところでございます。

こちら市立保育園の役割と在り方について、現在の市長は、市立保育園条例の改正に当たっては、市立保育園の役割と在り方を整理することが必要だという考えでありますので、令和 6 年の 3 月の市議会において、市立保育園の在り方検討委員会設置条例と関連予算を上程し、委員会を立ち上げたという経過がございます。そちらの委員会のほうに市長から、市立保育園の役割と在り方を議論するため、専門的かつ幅広い視点から今後の市立保育園の役割や在り方を検討いただきたいということで諮問をいたしまして、頂いた答申ということになります。

こちら会議の水津委員にも委員として御参加をいただいたところになります。本当にありがとうございました。

こちら、市は頂いた答申を受けて、資料の 2 つ目になりますが、新しい方針案を策定したところによります。

本日はポイントを絞って御説明をしたいと思います。方針案を御覧いただければと思います。

方針案のページの 4 ページを御覧いただければと思います。こちらに役割等という表

がございます。本方針案は頂いた答申にございます市立保育園が果たすべき4つの重要な役割をいただいたところでございます。

こちらの方針案では、市立保育園が果たすべき役割を定義いたしました。本方針案では、この役割を確実に実現することを第一に考え策定したものとなっております。

こちらの役割の実施に当たりましては、4ページの下の方にも書いておりますが、役割の実施について、役割の表の中で御覧いただければと思いますが、民間保育園との連携、交流、学び合いの場、そういう研修を開いたり、交流、会議等を行う場所、あとは難度の高い保育、そういった部分で連携するケース会議を開くような場所、3番の在宅子育て家庭を支援するための相談など機能、そういった役割を実施する場所としまして、現在ある保育園の保育室の一部を実施するためのスペースとして活用することを考えております。

保育室は、通常は集団保育を行う保育室として使っていますので、保育定員を段階的に縮小しながら、一部屋ないしその必要なスペースを確保していきたいという考えでございます。

なお、保育定員の段階的減員、減らしていくことにつきましては、令和7年3月に、こちらの子ども・子育て会議のほうでも御策定いただきました「のびゆくこどもプラン」の量の見込みに照らし合わせてシミュレーションも行っておりまして、令和11年に1歳クラスで3人の不足等が生じる状況は見込まれております。

しかしながら、先ほど待機児の報告のところでもございましたが、現在、ゼロ歳や3、4、5歳の空き、また年度の途中ですが、この8月募集でも1歳クラスには4人ほど、もう空きがあるような状況で、非常に流動的になっているところと、児童数、出生数については減少、結構ある程度のところが一定時期より見込まれている部分、子どもの数については、そちらのほう、「のびゆくこどもプラン」の見込みの人数のところを考慮すると、ある程度、1歳クラスの3人のマイナスが令和11年に発生する部分については、市内保育定員を見直していく中で対応が可能と考えてございます。その不足につきましては、毎年の児童数を注視しながら、市内全体で調整していくことを引き続き考えているところでございます。

続きまして、資料をおめくりいただければと思います。方針案の5ページ、6ページ、7ページ辺りになります。今回の方針案では、市内の5つある市立保育園、いわゆる公立保育園の園数につきましては、答申案としまして、わかたけ保育園、小金井保育園、

けやき保育園の3園を市内の公立保育園として残していく、残る2園のくりのみ保育園、さくら保育園については段階的に縮小し、閉園する方針案としたところでございます。

こちら園数の検討については、資料の5ページ、6ページにも書かせていただいておりますが、職員数の課題、あとは老朽化の課題、あと地域ブロックで、先ほど申し上げました3園の部分につきましては、6ページ、7ページで図表でも表現をしておりますが、地域ブロックについての考え方で、相談を受けるに当たって、保育園でも相談を受けていくに当たっては、児童館やこども家庭センターでも相談を受けている実態も考慮して、ブロックの検討も行ったところでございます。

そういったところを総合的に判断し、最終的に市のほうとして今回の方針には、3園を残して役割を着実に実施していくことという方針としているところでございます。

あわせて8ページ、運営体制ということで、保育士の体制につきましては、従来市が対応しておりました、きちんとした配置基準、あと対応としては、1歳児クラスは1対5という保育士の配置基準を遵守しておりました。そういったところを引き続き守っていきながら、新たな役割として公立保育園でやる業務については、やはり通常の保育室の担任をやりながら、そういった業務をやることは困難だと考えてございます。

在り方検討委員会でも、そういった御議論いただいたところでございますので、しっかりと通常保育の部分とは分けた形で職員体制を配置し、役割の実施に努めていきたいと考えてございます。

こちら、今回の説明では、役割と園数と、その職員体制というところでポイントを絞って説明をさせていただきました。

10ページ以降、役割の実施については、スケジュールを書かせていただいておりますが、最初からフルで実施できるとは考えてございません。また、特に民間保育園との連携については、きちんと話し合いをしながら、どういったことがお互いにとっていいのか、そういったことをしっかりと、お互いコミュニケーションを取りながら、どういった取組がいいかを進めていきたいと考えております。

ですので、担当職員を置いて、その担当職員がそのブロック内の保育園、そういったところとしっかりとコミュニケーションを取っていくところから、どういった取組が発展できるかというふうに考えていきたいと考えてございます。

また、難度の高い保育ということで、市立保育園は配慮が必要なお子さんの受入れを率先してやるべきという御意見もいただいたところでございます。残る3園、わかたけ

保育園、小金井保育園、けやき保育園につきましては、けやき保育園が平成25年に建築して一番建物として新しい部分になります。私ども医療的ケアのお子さん、市内の保育園、民間でも預かっていただいています、公立でも預かっています。

やはり状況として、非常用の電源とか、状況によって、そういう設備系にきちんとした設備が必要なケースというのは、この間の話の中でも出ておりました。わかたけ、小金井、けやきの3園のうち、やはりわかたけや小金井は老朽化、特にわかたけは老朽化も厳しい状況です。医療的ケアをまず拠点としてしっかり実施していくには、建物、ハード面でもしっかりした建物からで実施が必要であり、しっかりと職員体制を置いていくべきであると考えて、けやき保育園で、まずは医療的ケアの保育の体制を置きたいという考え方を記載させていただいております。

それ以外の配慮が必要なお子さんの受入れについては、わかたけ、小金井、けやきについて、従来よりも職員体制を充実させて、受入れ枠についても、10ページの下のほうに書いてありますが、5園のときに11人の枠として設けていた部分については、3園になりますが、18まで増やしていきたい、そういった考えを持っています。

あわせて、在宅子育て家庭の支援についても、そういった相談とか受ける職員について、残る3園、わかたけ、小金井、けやきにおいて、相談がいいのか、あとニーズが高い児童館等へのアウトリーチ型のサービスですね。現在でも幾つか御要望があって、児童館のほうに市立保育園の職員が講師として伺ったりするタイプの取組もやっておりますが、そういったところがどういった形で実施できるか、ニーズが高いかというのは、確認を取りながら取組をやっていきたいと思っています。

市立保育園のほうで、こども誰でも通園制度、令和8年から本格実施しますが、こちら、なかなか制度的に保育施設単独では厳しい部分があるところでございます。

現在、市内では幼稚園を中心にやっていただいています、やはり保育園では通常の保育室で既にお子さんを預かっている。国は、誰でも通園制度の中で想定しているのは、保育室のその定員がちょっと空いている、例えば20人のクラスのところで15人しかいなければ、その5人分の枠で、誰でも通園制度をゼロ、1、2歳のところ、やれないかみたいな想定にはなっているんですけど、現場の保育の御意見伺う限り、やはり既に集団がある中で、入れ替わり立ち替わり、隙間があるからといって、飛び込みでお子さんを預かるときに、同じ集団活動の難しさというのが非常に言われたところでございます。

幼稚園のほうでやれているのはなぜかという、幼稚園の集団は3、4、5歳なんですけど、幼稚園のほうで、そのゼロ、1、2、特に2歳を中心に別のお部屋で専門で誰でも通園制度、都版ですけど、やっている部分があるので、比較的導入がしやすかったケースもあります。

ですので、今回、公立保育園では、そういったスペースの生み出しの部分で誰でも通園制度、相談とも並行しながらですから、毎日実施できるか、そういった部分は要検討ではございますが、そういった空いたスペースでの誰でも通園制度の実施、こちらについては、公立として、また国制度を率先してやっていく取組に着手していきたいと思って書かせていただいております。

くりのみ保育園とさくら保育園については、閉園するまでの間、幾つか空いている部屋が既にある部分で、先行的に実施をしていきたい。わかたけ保育園と小金井保育園については、スペースが空いたタイミングで、そちらのほうで実施を開始したいという意味で、矢印のほう、年度に差がついているところでございます。

あわせて、緊急時に地域の子どもと保育を守る役割の部分でございます。こちら、ちょっと園名は伏せさせていただきますが、令和5年の4月に、市内の民間保育園に、職員が一斉に10人ほど、まずは出勤をしないという事象から始まって、最終的には退職をするという事案が発生しました。そのときに、そのこの保育園の残った保育士さんでは預かりがし切れないお子さんを、公立保育園の各園で一時的にお子さんを分散して受け入れたりした経過がございます。

そういった事例もありますが、そういったことへの対応や、あとは災害時の対応ですね。災害時の福祉避難所として指定されている部分といったところに関して、いただいている役割でございますが、そういった役割については、残る3園、あとは現存する間、くりのみ保育園やさくら保育園も含めて、園がある間は全部の園で、そういった対応については引き続きやっていく。そのためにも、ちょっと保育室のスペース等があれば、あとは役割として、そういう対応をする職員を、別に保育室等確保していれば、そういう緊急時の対応が、以前、令和5年にやったときよりもスムーズにできるのではないかと考えております。

こちらの部分につきましては、こういった形でスケジュール、段階的に実施をしたいということで方針の中で書かせていただいております。

ページの11ページを御覧ください。あわせて、市内の保育施設に関しましては、い

ろい補助金の不正受給の問題の発生や、不適切保育事案が発生しており、市として対応しているところでございますが、在り方検討委員会においても、行政として、指導検査をしっかりとやっていくべきだという答申をいただいたところであります。

それで、その指導検査体制についても、こちら11ページのほうで、市内に今39園の認可保育所、公立保育園の認可保育所は5か所で認定こども園が1か所、あとは特定地域型もございます。これだけの施設を指導検査として回るためには、それなりの体制が必要で、理想は国のほうは毎年1回はと書いていただいているところなんですけれども、まず着手するところでは、答申でいただきました3年に1回は全部を回る体制、こちらを目指していきたいということで方針の中に書かせていただいております。

ちょっと説明が長くなりましたが、こちらの方針案につきまして、市のほうとしては策定をして、現在パブリックコメントをかけさせていただいております。あわせて、説明会等を並行して開催をしている状況でございます。大きくは9月の市議会のほうには市立保育園条例の議案を提出を予定しているというのが大きな流れとなっております。

私からは説明、以上となります。

○子ども家庭部長 度々すみません。1件だけ報告させてください。10ページなんですけど、こちらの答申にあった4つの役割、具体的なところを示させていただいているんですが、背景がございます。というのは、この答申の骨子案を御覧いただいて、民間保育園長会から公立保育園に期待することということで御意見書を頂きました。答申のほうも、そちらを見て、踏まえられているものでございます。

民間園との連携につきましては、特にやっていくことが必要だという、大きく言えば内容でありまして、また、この配慮を要する子どもの保育、医療的ケアの保育というところは公立に率先してやってほしいということで、10ページ下から2行目にありますとおり、年齢制限を撤廃するほか、現行の11人から、現在の方針は12人ですが、それから踏み込んだ18人といたしました。医療的ケアについても、このような形で拠点園としてやっていきたいということです。

同じく、表の下から2番目には、こども誰でも通園制度につきましても、公立のほうで率先してというのがありまして、そのような形、答申のほうでも盛り込まれておりまして、こちらのほう進めるとしているものでございます。

○金子会長 ありがとうございます。詳細な説明ありがとうございます。御発言されたい方がいらっしゃいましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○竹内委員 私の把握不足かもしれないんですけども、配慮児の受入れに関しては、募集要項とか3歳児以上ということで記載があったように思います。それに満たない配慮児の受入れに関しては、市立以外が請け負っている現状があるかと思うんですけども、把握はいかがされていますでしょうか。

○保育施策調整担当課長 今おっしゃっていただいたのは、市の要項では、特別支援保育の実施の要項では、枠と表現をしてしまいますけど、お子さんが入る入らないにかかわらず、対応するための職員を事前に雇用をしている人数、この人数分のことを枠と言います。それが3、4、5歳で11人分と表現しています。そこは、お子さんが入園するかしないか分からないけれども、常に人員として1対1でつく人員を会計年度任用職員という形で雇用している人数とイコールになります。ですので、お子さん1人ずつにつく人数を11人雇用して、3、4、5歳の中で対応しますというのを人員として賄います。

今おっしゃっていただいた3、4、5歳以外の年齢は、じゃあ民間保育園なのかというお話ですけども、ゼロ、1、2歳でも配慮が必要なお子さんは公立保育園でもお預かりはしています。

今、市として事前に雇用している人数は3、4、5歳の児童を対象にしており、ゼロ、1、2歳での学年で配慮が必要なお子さんが入った場合は、そのお子さんの入園に合わせて別途、会計年度任用職員という非常勤という形ですけど、職員を新たに雇用してお預かりしている実情があります。

ですので、もう既に1歳とか2歳の配慮が必要なお子さんも公立で預かっていますので、そういった年齢制限のところは、実態としても、ほとんど制限していないのと同じですので、今回の方針では、それを明文化したものです。

ですので、ゼロ、1、2歳で配慮が必要なお子さんを預かっていないということではないということは一つ、まず御説明をさせていただきます。

あわせて、公立に限らず民間の保育園でも、そういったお預かりをやっていただいています。資料の60のところでも、そういった預かりの人数の実績とか載っているページがあるので、後で御覧いただければと思いますが、市内全体で、そういった配慮が必要なお子さんについては、一応こういう統計上に出すときには、そういった配慮が必要なお子さんという確認をさせていただいて、民間保育園の方たちには補助金という形で配慮、対応していただいているところには経済的なサポート、財政的な支援をするというような取組もやっています。

こちら一時期より、やはり増えているような傾向は現場の感覚でもありますし、そちらの統計上に載ってこない形のお子さんもいるのが実態かなと思っています。そちらは、やはり保護者の方ときちんとお話がついて、こういった対応しましょうというふうに確認が取れば、そういった対応をしていくんですけれども、保護者の方の御要望で、私の子どもにはそれは必要ないのではないかとか、そういうお話等にもなったりはします。現場ではこういう対応をしたいけれど、保護者の方の御納得がいただけない場合は、そういった対応ができないケースもありまして、そういったところは統計的には、そういうお預かりのお子さんの統計には入れていない形に、「のびゆく」の実績上はさせていただいています。

ですので、現場としては、そういった対応をしたいお子さんというのは、この実数以上にいるというのが現状の状況かなと思っています。ですので、公民問わず、そういったお子さんを非常に預かっている形。

今回の方針では、これ、あくまで公立保育園、市立保育園に関する方針ということで書かせていただいていますので、市立保育園のほうでの取組を書いている。ですので、年齢制限撤廃と枠としての事前に雇用しておく人数のところとかも11から18に拡大する、そういった形で表現させていただいています。

○金子会長 よろしいですか。皆さん、いかがでしょうか。

報告ということになりますので、これがパブリックコメント出ますので、もしありましたら、皆さんもぜひパブリックコメントをとるところになると思いますし、多分この後、議会を通してという話になっていくと思いますので、ぜひコメントのほう、していただければなというふうに思います。

では、次第の（４）を終了いたしまして、次に次第の（５）地域子育て相談機関の児童館での設置についてを行います。事務局からの説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 このたび、妊産婦及び子育て家庭等、地域における施策支援の充実を図るため、令和7年6月16日から児童館全館を地域子育て相談機関とすることといたしました。新しい計画では88ページに地域子育て相談機関というところで掲載をしております。こちらにつきまして、新しい計画では、令和7年度が5か所の地域子育て相談機関の実施箇所数として目標として掲げておりました。このたび児童館全館で行うことによりまして、こども家庭センターと含めて5か所、市内で開設をするということになります。

これまで児童館におきましては、ゼロ歳から18歳未満の児童を対象に、子育てひろ

ば等におきまして、地域の子育て家庭に対して情報提供や相談機関や交流等の場を提供してまいりました。

地域子育て相談機関になることによりまして、今度は妊娠期から子育てに関する疑問や悩みを気軽に吐露できる場所の一つとして児童館を利用していただけるよう、制度的に整備を図るものでございます。

具体的には、児童厚生員が相談対応を行いまして、開館時間に電話や館内の空きスペースを利用しまして、対面で相談を受けるもので、相談スペースの確保が難しい場合は、相談日時の約束を取る等、対応を取りたいと考えてございます。

こども家庭センターとの連携をさらに図りながら、地域子育て相談機関の運営に努めてまいりたいと思います。

説明は以上です。

○金子会長 ありがとうございました。事務局から御説明いただきましたが、御発言されたい方がいらっしゃいましたらお受けいたします。

○水津委員 児童館で受けられるということで非常に身近なところで相談機関があつて素晴らしいと思いますが、小金井市内の児童館の、もう建物もそんなに豊かではないので、その辺のところの改修とかも相談しやすいような場所になっていただけるようお願いしたいなというふうに思います。

○児童青少年課長 そうですね。私も切に願って、しっかり設備の改修も頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○後藤委員 これまでも、ひろばで登録の手続をして、利用者というのは把握しているのかなと思うんですが、この設置に当たって、さらに何か深く相談できるような窓口というか、やり取りみたいな、何か手続みたいなのが複雑になったりとかって、そういうのはあるんですか。

○児童青少年課長 この地域子育て相談機関というのが、国としては、もっと気軽に、日頃のもやもやしたこととか、お友達に話すように吐露できる場所を身近につくっていきましょうというので広めている構想ではあるんですね。なので、気軽にお声かけをいただけるような雰囲気、まずは始めたいというのが一つと、あと御本人の了承を得まして、相談の内容によっては妊婦さんも来られるということで、専門職の対応が必要な案件や様々あると思うんですね。そういった中では、しっかりこども家庭センターと連携をしまして、御本人の了承の下、おつなぎをして、相談体制をきちっと図っていききたいと思います。

こども家庭センターが市の外れたところにございますので、そこまでに行くきっかけになるところで、相談窓口へ適切につなげる場所があるというハブの機能も持ち合わせた機能にしようと思ひまして、今回、児童館で始めたいと考えております。

○後藤委員 新たに設置するに当たって、その児童館に何か周知するポスター何かが。何かちょっとイメージが、子どもがごちゃごちゃしている中で、どういうふうに進めていくのかイメージができないですけど。

○児童青少年課長 実は親しみやすい、キャッチーなマークを児童館職員が考えまして、同じマークを児童館4館で掲げて、周知を図りたいと考えております。

○後藤委員 分かりました。

○金子会長 あれですね。午前中とかのニーズが結構あるんだそうですね。

○児童青少年課長 そうですね。子育てひろばが結構、午前中に集中をしているので、午前中に御相談、妊婦さんとか来るのかなとは思っているんですけども、一応、午後だと子どもがたくさんいるので、例えば、その方が相談に来やすい時間ですとか、そういったところで御予約を取っていただいて、電話で午後とか対応を取らせていただけたらなというふうに思っています。

○後藤委員 分かりました。ひろばにいるスタッフと児童館にいるスタッフって違うかなと思うんですけど、何か目印、私は相談受け付けていますみたいな目印があったりするといいかなって。

○児童青少年課長 正職以外の者に声がかかった場合は、つなげるようにしようと思っています。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○子ども家庭部長 今までも児童館、子育てひろば事業の中で相談を受けていました。計画でいうと91ページの(6)になるんですけども、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う事業です、これを今までやってきたんですね。

これに対して、88ページのところにあるのは地域子育て相談機関で、端的に言えば、より詳しい相談というか、それから、それに対する必要な情報、その上でさらにあるのが、こども家庭センターとの連絡調整ということで、記録とかにも関わるんですけども、そこにつなげていくという機能が強化されたというふうにお考えいただければと思います。

○後藤委員 ありがとうございます。

○金子会長 それでは、次第の（５）を終了させていただきます。

次に次第の（６）梶野公園でのプレーパークの開始についてを行います。事務局のほうからお願いいたします。

○児童青少年課長 本市では、子どもが自由な発想で自由に遊べる体験の場として、平成２７年の６月から冒険遊び場等健全育成事業を実施しております。今日の資料ですと、資料３の１５ページ目に事業の詳細が載っております。計画ですと、新しい計画「のびゆくこどもプラン」ですと、６４ページになります。

このたび令和７年の７月の６日、次の日曜日から月２回、第１、第３日曜日の１０時から５時まで、梶野公園で市内３か所目のプレーパーク、井戸端プレーパークを開始いたします。年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、安心して地域で遊べる場となるよう、プレーリーダーを配置しまして、ドローン観測や水遊び、落ち葉遊び等、様々な遊びを展開する予定であります。

また、梶野公園のコンセプトでもございますインクルーシブ公園の機能実現の場として、プレーリーダーを配置することにより事業展開をしてまいりたいと考えております。雑駁ではございますが、説明は以上です。

○金子会長 ありがとうございます。それでは、皆さんから御発言がありましたらお願いいたします。どうぞ。

○後藤委員 ただの意見なんですけど、学芸とか、くじら山とか遠かったので、梶野公園、ありがたいです。

○児童青少年課長 ありがとうございます。

○金子会長 よろしいですかね。それでは、次第の（６）を終了いたします。

次に次第の（７）令和６年度子どもオンブズパーソン活動報告会についてを行います。事務局からお願いいたします。

○児童青少年課長 子どもオンブズパーソンの令和６年度の活動報告会について、委員の皆様にはメール等でお知らせをしていたところでございますが、改めて御案内させていただきます。

７月の２４日の木曜日、夕方６時半から萌え木ホールにおきまして、令和６年度の子どもオンブズパーソンの活動報告会を実施いたします。本日チラシをお配りしておりますので、そちらも併せて御覧ください。

活動報告会は２部制となっておりまして、第１部は子どもの権利セミナーと題しまして、子どもの権利学習を実演いたします。ふだん小学校で子どもオンブズパーソンが

どのような授業を行っているのか、参加者の皆様に体験していただきたいと存じます。

また、第2部におきましては、令和6年度の活動報告を行うとともに、今年の4月1日に3人目の子どもオンブズパーソンとして新たに御就任いただきました竹内麻子先生をはじめ、3人の子どもオンブズパーソンでトークセッションを行いたいと思います。

報告に対する御意見と、当日アンケートも実施いたしますので、ぜひ御来場ください。報告は以上です。

○金子会長 ありがとうございます。皆さん、ぜひ御参加いただければというふうに思います。

皆さんから御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

○子ども家庭部長 一言いいですか。全小学校でやっている、この権利の授業、御覧いただくと分かると思うんですけども、子どもたち自身にも動きがあって、かなり盛り上がる授業ですので、ぜひ御覧いただければと思います。

佐藤先生、御存じだと思います。ありがとうございます。お邪魔しております。

○金子会長 ありがとうございます。それでは、次第の（7）を終了させていただきます。

次に次第の（8）子どもの権利部会の審議内容についてを行います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○児童青少年課長 子どもの権利部会の開催状況について口頭報告をさせていただきます。

子どもの権利部会は、子どもオンブズパーソンの実施状況や子どもの意見表明権を確保するための仕組みづくりを中心に検討・審議を行うことを目的として設置されておまして、審議結果につきましては、昨年の10月21日のこちらの会議で報告をしたとおりでございます。

これらを踏まえまして、子どもの権利部会では、引き続き次の検討に着手することとしました。3点ございます。

1点目は子どもの意見、議論が実現につながる仕組みづくり、2点目が子どもの意見、議論を支援する人材の育成の検討、3番目が大人を含めた市民全体が子どもの権利についての認識を高める施策の検討でございます。

まずは、3点目の大人を含めた市民全体について、子どもの権利の認識を高めるため、本市においては子どもの権利の日を制定しまして、市民全体に子どもの権利について考えてもらう機会を創出する方向で検討することとしました。

具体的には、子どもの権利の日の制定に当たり、まずは市立小学校6年生及び市立中学校全学年に対しまして、7月の11日から7月18日の期間でウェブアンケート調査

を実施する予定でございます。

このアンケート調査項目につきまして、本日机上に配付をさせていただいてございます。こちらは5月の22日に権利部会で開催しまして、権利部会の素案を基に、市内の中学生の意見を反映して作成をしたところでございます。

今後、アンケート結果等を参考に、市内の中学生等を中心とした会議体で子どもの権利を考え、年代を問わず子どもの権利を考えてもらう啓発方法、やりたいことなど、具体的に検討を進めたいと考えております。

また、この一連の流れを通しまして、子どもの意見、議論を実現につながる仕組みづくりにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

よろしければ、部会のほうから一言お願いします。

○水津委員 今、平岡課長がおっしゃられたとおりでございます。その仕組みづくりについての議論がまだちょっと道半ばでございますので、次年度にも持ち越して検討していきたいなと思っています。

あと、子どもの権利の日のお話があったと思うんですけども、この制定に当たりましては、子どもたちを中心に議論をしながら、子どもの意見で制定できることを目指していけるようなものにできればというふうに考えております。

ということで、喜多先生、よろしくお願いいたします。

○喜多委員 子どもの権利の日については、その説明にもありますように、もともと条例でつくっている自治体が結構あるんですけども、小金井の場合は、あまりそういう形式を取らずに、むしろ子どもたちが自主的に自分たちの子どもの権利を考えていけるような、そういう実質的に子どもたちが学べるような、あるいは子どもたち自身の力でつくっていけるような、そういう子どもの権利の日にならないかということで、事務局中心に今、準備をしていらっしゃいます。

私たち部会は、それに加えて、やはり子どもたちがそういう意見を日常的に出していけるような仕組みづくりを部会として求められておりますので、これはかなり仕組みという形ですと、制度、各自治体の内部の調整も必要になりますので、今期だけではちょっと間に合わなかったもので、次期のところまで継続させていただければということを部会長のほうからも出されたのかと思います。よろしくお願いいたします。

○金子会長 今の件に関しまして、皆様から御発言ございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

○萬羽委員 ごめんなさい。さっきちょっと聞き忘れちゃった、過去にもお話ししてもらっているのを忘れているんですけど、この子どもの権利学習というのは、小金井市の学校でって書いてあるんですけど、小学校だけなのか、何か小中なのか、すみません、もう1回教えてもらってもいいですか。

○児童青少年課長 これまでは小学校でやっていたんですけども、今年度から公立中学校全校でもできる、実施することになったので、よりまた学習が進んだ状況になります。

○萬羽委員 まだこれから実施という。

○児童青少年課長 一応、中学校では順番にやっています、もう実施をされたところも。

○萬羽委員 小学校と中学校でどういうふうに違うというか、何か特徴とかポイントとかがあれば教えてほしいです。すみません。

○児童青少年課主査 違いといいますと、どちらも、やっぱり子どもの権利って何というところをしっかりと知ってもらうということは大事なんですけれども、小学校6年生は子どもの権利って何だろうというところと、子どもの権利ってどういうときに侵害されるかなみたいなところも、主体的に考えてもらいながら進めていきます。

中学生も子どもの権利って何というところは一緒に学習していくんですけども、それ以外にも、思春期にも差しかかるので、相手に対してどう配慮できるかというところを、思春期なりの年代に合わせた考え方で勉強していきます。

まず小学校の間は、権利って何というのを知る。中学生は少しステップアップして、知るプラス、それをどういうふうに使っていくかというところを少し学習していければなというふうに思っています。

○萬羽委員 ありがとうございます。その小学校でもう授業を受けた子たちが中学校でもう1回受けるのかというあたりも気になってというか、何かその辺の関係性がちょっと知りたかったので、今教えていただいて分かりました。

○金子会長 ありがとうございます。ほかは皆さん、よろしいでしょうか。

○水津委員 これ、この報告会のところにビデオの報告があるんですよね。権利ビデオの。

○児童青少年課主査 そうです。まさに、その授業をやります。

○金子会長 模擬授業をやっていただくということ。

○児童青少年課主査 はい、そうです。

○萬羽委員 学生も参加している。誰でも参加しているから、学生とかも誘って大丈夫ですかね。

○児童青少年課主査 はい。もちろんです。

○萬羽委員 すみません。ありがとうございます。ごめんなさい。後で聞けよみたいなことをすみませんでした。

○児童青少年課主査 参加者には小学生の気持ちになって授業に参加していただきます。オンブズが講師として授業を展開するんですけど、授業の中で参加者を当てることもあると思います。

○萬羽委員 ちゃんと子どもの気持ちで参加したいと思います。すみません。

○水津委員 あと、オンブズの評価のところを、オンブズの自己評価を評価するということを入れていきますので、ぜひ皆さんも参加していただいて、活動報告書を見るだけでも見ていただいて、どういう形でオンブズが行われているかというところを把握していただけるといいかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。それでは、次第の（８）を終了させていただきます。
次に次第の（９）その他を議題といたします。次回の開催日程について事務局より説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 次回の開催は８月５日火曜日、１８時３０分から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○金子会長 その他に何かほか、ございますでしょうか。なければ。
以上で次第の（９）について終了させていただきます。
本日の審議事項は以上となります。以上で本日の会議を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。

— 了 —